

障害者雇用分科会における2023年度目標の評価について（案）

2023年度の目標として障害者雇用分科会において設定した年度目標について、当該分科会が実施した評価の結果は、概ね以下のとおりである。

（障害者雇用分科会において設定された年度目標の動向）

◎ ハローワークにおける障害者の就職件数について

〔2023年度目標〕 2019年度（103,163件）以上

〔2023年度実績〕 110,756件

（参考）ハローワークにおける障害者の就職率 44.4%

（分析）

- 2023年度のハローワークにおける障害者の就職件数は110,756件（対前年度比8.0%増）であり、目標であるコロナ禍以前の2019年度実績（103,163件）を7.4%上回った。
- これは、
 - ・ 2023年度の新規求職申込件数が249,490件（対前年同期比6.9%増）で、2019年度実績（223,223件）を11.8%上回る水準となるとともに、
 - ・ 障害者専用求人数の全数が263,217人（対前年同期比9.5%増）と2019年度実績（252,191人）を4.4%上回る水準に改善したことが背景にあるものと考えられる。
- こうした背景に加え、ハローワークにおいて、2024年4月以降の法定雇用率の段階的な引上げ等への対応として障害者の雇入れ支援の更なる強化を図るため、
 - ・ 障害者雇用率未達成企業の障害者雇用に対する不安・課題等の丁寧な聞き取りや、理解促進のための職場実習の受入れや支援機関の見学等を推進するとともに、
 - ・ 求人者・求職者双方の希望条件を丁寧に聞き取ることによる適格紹介や、求人・求職双方に対して希望条件の緩和を促す等による能動的なマッチング支援
 を実施したこと等により目標を上回ったものと考えている。
- 引き続き、こうしたきめ細かなマッチング支援に取り組むとともに、障害者の職業紹介を担当する部門と事業所への指導・支援を担当する部門の連携を強化することで、企業・障害者への支援状況の相互共有等により、能動的なマッチング機能の強化を図っていく。

◎ 障害者雇用率関係

① 障害者の雇用率達成企業割合 〔2023 年度目標〕 46.6%以上 〔2023 年度実績〕 調査中（2024 年 6 月 1 日時点）
② 障害者雇用ゼロ企業（2023 年 6 月 1 日時点）のうち、新たに障害者を雇用した企業（2024 年 6 月 1 日時点）の割合 〔2023 年度目標〕 15.2%以上 〔2023 年度実績〕 調査中（2024 年 6 月 1 日時点）

- 2024 年の障害者雇用状況報告（2024 年 6 月 1 日時点）の結果を踏まえて分析する予定（2024 年の障害者雇用状況報告は年内を目途に公表する予定）。

◎ 精神障害者雇用トータルサポーター支援実績

① 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合 〔2023 年度目標〕 78.8%以上 〔2023 年度実績〕 84.3%
② 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了し、就職に向けた次の段階へ移行した者のうち、就職した者の割合 〔2023 年度目標〕 84.3%以上 〔2023 年度実績〕 86.4%

（分析）

- 2023 年度の精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者（12,011 人）のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者（10,127 人）の割合は 84.3%となっており、2023 年度目標（78.8%）を上回った。
- また、精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了し、就職に向けた次の段階へ移行した者（10,127 人）のうち、就職した者（8,754 人）の割合は 86.4%となっており、同様に 2023 年度目標（84.3%）を上回って推移している。
- これらの主な要因としては、
- ・ 就労パスポートやナビゲーションブック等アセスメントツールの活用が進んだこと

- ・ 2024 年 4 月以降の法定雇用率の引上げを踏まえ、雇用率達成指導との一層の連携を図ったことが考えられる。
- 前者については、アセスメントツールの活用により求職者の課題や強みが整理されることにより、本人の自己理解が促進されるとともに、支援者間の共通理解の基に支援方針等が決定できるようになり、事業所に対して受入れに必要な情報提供を行うことができたこと等から効率的な支援が進んだことが考えられる。
- また、後者については、2024 年 4 月以降の法定雇用率の引き上げに伴う、企業の採用意欲の高まりを踏まえ、ハローワーク内において事業所情報や求人情報の共有等を進めた結果、職場実習に繋げられる機会が増加し、求職者と事業所の相互理解が深まったと考えられる。
- 引き続き、求職者に対して、個別相談によるきめ細かな支援を実施するとともに、事業主に対しても、精神障害者等の雇用に係る課題解決のための支援を実施していく。また、2024 年度から精神障害者雇用トータルサポーターに代わって設置されている精神・発達障害者雇用サポーターについても、引き続き経験交流会を開催し、各労働局の取組や各種支援ツールの活用方法等の好事例の共有等を行い、全国の労働局において、効果的な支援を着実に実施できるようにする。